

英米知的財産権法関連判決集 [抜粋]

—Farmer v. Elstner, Federal Reporter, Vol. 33, 494
(Circuit Court, E. D. Michigan, 1888)

松川 実

《当事者等》

原告：シラス・ファーマー (Silas Farmer, 1839-1902)

原告訴訟代理人：ヒンズデール (E. C. Hinsdale), ウォーカー (O. I. Walker)

原告書籍：「イラスト入り，デトロイトとミシガンまたはメトロポリスの歴史：過去と現在の時系列のサイクロペディア，ミシガンの領土の全記録，およびウェイン郡の年代記 (Silas Farmer, A History of Detroit and Michigan, or, the Metropolis Illustrated: A Chronological Cyclopedia of the Past and Present, including a Full Record of the Territorial Days in Michigan, and the Annals of Wayne County, Detroit: S. Farmer & Co., 1884)」

被告：J. M. エルストナー (J. M. Elstner, 1847-1890)

被告訴訟代理人：ホズマー (George Stedman Hosmer, 1855-1921)

被告書籍：「デトロイトの産業。貿易，製造，事業所，商社センターとして，デトロイトの諸関係 (The Industries of Detroit; Her Relations as a Centre of Trade, Manufacturing Establishments and Business Houses, Detroit: J. M. Elstner & Co., 1887)」

被告書籍著作者：J. M. レオナード (John William Leonard, 1849-1932) ロンドン生

まれの編集著述家

裁判所：ミシガン東部地区巡回裁判所

裁判官：ブラウン（Henry B. Brown, 1836-1913）（連邦最高裁判所裁判官〔1890～1906年〕）

判決日：1888年1月9日

《要旨》

1. 著作権・書籍からの抜粋・侵害の立証

原告書籍からの抜粋が著作権の侵害になる場合、裁判所は、盗用された書籍の量と質だけではなく、そのような盗用がなされた意図と盗用によって原告が侵害された範囲、さらに、差止命令によって被告に課される損害賠償も考慮する必要がある。

2. 著作権・差止命令・損害賠償

原告に差止命令が認められる場合、原告には常に金銭的損害賠償を立証する義務はない。

3. 著作権・書籍からの抜粋・オリジナル物からの区別

盗用のために原告書籍のさまざまな部分から抜粋し、それらが被告小冊子の中に散らばっていて、原告のオリジナルの部分と分離できない場合には、商品の混同の法理（the doctrine of confusion of goods）を適用し、被告小冊子全体に差止命令を出すことが適切である。

4. 著作権・書籍からの抜粋・オリジナル物からの区別

しかし、仮に、盗用部分が、被告小冊子の残りの部分と分離でき、特に、被告小冊子全体に差止命令を課すと、原告が蒙った損害に比して、被告にそれと均衡を失うほどの負担をもたらす場合には、差止命令は、被告小冊子の盗用部分だけに限るべきである。

5. 著作権・書籍からの抜粋・オリジナルな物から区別

原告は、「イラスト入り、デトロイトとミシガンまたはメトロポリスの歴史（A History of Detroit and Michigan, or the Metropolis Illustrated）」と題された1,024頁の精巧な書籍の著作者および著作権者である。被告の発行物は、「デトロイトの産業（The Industries of Detroit）」という題号の274頁の小冊子である。その最初の7頁は、主に歴史的なもので、原告書籍から約100の短文が抜粋された。残りの200

頁は広告のみで構成されていた。原告書籍からの抜粋の4分の3、および実際に、原告がオリジナルとして主張することができるすべては、被告小冊子の最初の章に含まれている最初の11頁だけである。そして、差止命令は、被告小冊子のこの部分に対してしか及ばない。

エクイティ訴訟。差止命令を求める訴状。

原告シラス・ファーマー (Silas Farmer, 1839-1902) は、「イラスト入り、デトロイトとミシガンまたはメトロポリスの歴史：過去と現在の時系列のサイクロペディア、ミシガンの領土の全記録、およびウェイン郡の年代記 (A History of Detroit and Michigan, or, the Metropolis Illustrated: A Chronological Cyclopaedia of the Past and Present, including a Full Record of the Territorial Days in Michigan, and the Annals of Wayne County)」という題号の1,024頁の精巧で有益な書籍の著作者、出版者、そして単独の著作権者である。この書籍は1884年に発行され、原告が著作権を取得し、1部あたり10ドルで販売された。1887年、被告は「デトロイトの産業 (The Industries of Detroit)」と題する274頁の小冊子を発行した。その小冊子の最初の70頁には、主に歴史的記述、解説的記述、統計資料があり、これらは、原告書籍にも記載されていた。被告小冊子の残りの200頁は広告だけである。被告の小冊子は1部あたり40セントで販売され、大半は、広告主に無償で配布された。小冊子は、明らかに広告目的のために作成されたため、被告は相応の広告料を得ている。いわゆる盗用は、最初の70頁に非常に多く、主にデトロイトの初期の歴史に関する事実、特にこの都市の創始者であるキャデラック (Antoine de la Mothe, sieur de Cadillac, 1658-1730) の生涯の解説に関わっている。キャデラックの生涯に関する事実は、原告書籍が発行される以前には公表されなかった事実である。これらは、原告が多大な労働と費用を掛けて、もともとの情報源から入手したものである。

原告訴訟代理人：ヒンズデール (E. C. Hinsdale)，ウォーカー (O. I. Walker)

被告訴訟代理人：ホズマー (George Stedman Hosmer, 1855-1921)

ブラウン裁判官 (Henry B. Brown, 1836-1913)

当裁判所としては、本件で満足のいく結論に達することができるかどうかについて

ては、かなりの困難を感じていた。というのは、盗用は多数であるが、広範ではないという点、そして、被告の小冊子が原告の精巧で有益な著作物に取って代わること、または何らかの方法で、原告の書籍の販売を妨害することを意図していないことは明らかであったからである。被告の小冊子が、仮に、もともと市場で原告の書籍と競争することを計画されていたとするならば、裁判所としても原告書籍の権利を保護することに敏感であったであろう。そして、被告に文章やアイディアの盗用がなくとも、被告の計画や、アレンジの模倣も禁止する。被告が原告著作物の完全な、そして実質的な意味で無断複製につき有罪であった場合には、差止命令を付与することに何ら困難を生じない。しかし、告発された違反行為が、原告書籍からの多数の抜粋であった場合、裁判所としては、無断利用されたものの量と質だけではなく、さらに、そのような利用がなされた意図、それによって原告が侵害された範囲、さらに、差止命令によって被告が蒙るであろう被害についても一緒に考慮しなければならない。

盗用された量と質に関して、すべてのケースに適用される一般的なルールは定めることはできない。ある作家が、量的には、他人の書籍の一部分であるかも知れないが、その書籍の重要な部分をすべて盗用することがあるかも知れない。多くの貴重な書籍、特に科学的性格のある書籍では、著作者の優れたアイディアは数えると、ごく僅かしかなく、これらの数少ないアイディアを例証したり、膨ましたり、同じテーマにつき他の著作者のアイディアを引き写すことに勤しむ著作者の割合が多いかも知れない。別の者であれば、字面だけを再刷して、同じ知識を伝達しないが、もともとマコーレー (Thomas Babington Macaulay, 1800-1859) の表現を用いるために、これらの優れたアイディアを理解し、一段落しか引き写さなくとも、その書籍から命を引き抜くことができる者は、著作者にとっては、かなりの害を与えるかも知れない。盗用かどうかの問題を判断する際に、考慮しなければならないのは、量だけではなく、価値や質の問題もある。1836年大法官裁判所 *Bramwell v Halcomb, 3 Mylne & C. 737, 738* 事件判決¹⁾ 参照。副大法官シャドウェル (Sir Lancelot Shadwell,

1) (訳注) J. W. Mylne, Richard Davis Craig, Reports of cases argued and determined in the High court of chancery during the time of Lord Chancellor Cottenham, with a few in the time of the lords commissioners, and of Sir C.C. Pepys, master of the rolls, Vol. 3, London 1837, 737, 738.

1779-1850) は、「この裁判所に提訴されたケースは、盗用が大部分か、あるいは重大な部分のいずれかであった」と述べている。Eaton S. Drone, *A Treatise on the Law of Property in Intellectual Productions in Great Britain and the United States*, Boston 1879, 524.

盗用がなされた時の意図に関しては、著作者の作品から他人が一定量を利用することも、あるケースでは、完全に公正で合法的であることもあり、別なケースでは、同じような量の利用も違法であることがあるかも知れない。したがって、抜粋が、無断引き写しの隠れ蓑ではなく、もともとの著作物に取って代える目的でなければ、批評家が批評の目的で抜粋をすることが許容される場合には、その者に大幅な自由が与えられる。実際、批評という形の引用は、しばしば、元の著作物の著作者にとって大いに価値があり、実際にその者の書籍の売り上げを増やすこともある。次に、全く異なった例は、特に、法に関する著作物や科学に関する著作物である。そのような著作物では、後進の著作者が、先行する著作物から引用することなく、科学の現在の状況を適切に述べることは、ほとんど不可能である。他方で、もともとの著作者がそれらの選択を使用した際の目的と同じで、もともとの著作者が伝達した情報を別の発行物で伝えるために、それらの選択を利用する意図があつて、あるいは、著作者の専門分野でももとの著作者に取って代わるために、窃盗の意思 (*animus furandi*) で選択がなされた場合には、その選択がほんの少しでも、被告に盗用の罪責の責任を負わせるのには十分である。1842 年大法官裁判所 *Campbell v Scott*, 11 Sim. 31 事件²⁾では、被告は、現代イギリス詩についてのオリジナルのエッセイを含んだ著作物を発行したが、それには、43 の現在の詩の伝記的スケッチと、それらの詩からの選択もあった。その中には、その著作権が原告に属する 6 編の短編の詩、長編の詩の一部も含まれていた。選択は、全体で被告の著作物の大部分を構成していたが、エッセイを説明する目的で、その著作物の中に差し込まれたと主張された。裁判所は、原告の著作権を侵害しているという理由で、その著作物の発行を禁止した。1872 年財務裁判所 *Bradbury v Hotten*, L.R. 8 Exch. 1 事件³⁾は、「パンチ

2) (訳注) Nicholas Simons, *Reports of Cases Adjusted in the High Court of Chancery*, Vol. 11: Before the Right Hon. Sir Lancelot Shadwell, Vice-Chancellor, London 1843, 31.

3) (訳注) James Anstie, Arthur Charles, *The Law Reports, Court of Exchequer*, Vol. 8, London 1873, 1.

(Punch)」という名称で1849年から1867年の間に発行され、その下に台詞があるナポレオン3世の9つの漫画を被告が再製したことに對して、パンチの著作権者によって提起されたコモン・ロー訴訟であつた。原告の書籍ないしは活版シートの重要な部分が盗用され、そして、原告には損害賠償を請求する権利があると裁判所によつて判断された。しかしながら、陪審は、40 シリングしか損害賠償を認めなかつた。

本件では、被告は原告の書籍から多数の、しかし、それほど長くない文章を抜粋した。しかしながら、これらの抜粋は、原告の著作物の最も価値のある部分からなされたものであり、以前には、発行されたことのない事実を含まれていた。そして、その事實は、多大な労力と費用をかけてオリジナルの情報源から取得したものであつた。被告の書籍の最初の70頁のほぼ3分の1は、原告の書籍からの再刷の証拠である。特に被告の書籍の最初の11頁には、含まれている情報のかなりの部分が、原告の氏名表示がなく、原告の著作物から盗用されたことが明らかである。被告書籍の9頁では、「シャンプラン (Samuel de Champlain, 1567-1635) が、1603年、インディアンからその海峡について聞いた」と記されている。同じ頁には、ジョリエットとラ・サール (Joliet and La Salle) に関する説明と、「明らかにアステカ起源 (evidently of Aztec origin)」としての丘に関する記述も含まれており、それらすべては、原告の書籍から盗用された。10頁には、以下のような説明がある。つまり、「アントワヌ・ローメット・ド・ラ・モテ・キャデラックは、1658年3月5日、フランスのタルヌ＝ガロンヌ県 (Tarn Garonne) の聖ニコラス・デ・ラ・グレイヴ (St. Nicholas de la Grave) で生まれた。彼はリベラルな教育を受け、新しい世界に到着したときにフランス軍の中尉であり、1687年6月25日にケベックでマリー・テレーズ・ギヨンと結婚した。これらは、原告の著作物から約100という数で被告が作成した抜粋の例である。被告書籍の編集者が、これらの情報のために、オリジナルの情報源に頼つたという外的証拠はない。さらに、原告の書籍以外の別の書籍からそれを入手したという外的証拠もない。被告書籍の編集者が「謝辞」という礼儀をこの書籍にも尽くしていたならば、私たちが現在、決着されようとしているよりも、はるかに被告に有利なようにその盗用を検討したであろう。本件では、この事實が示すように、被告に窃盗の意思があることは明らかである。

本件で我々が直面した主な困難は、原告が被告の発行物によつて侵害された、または侵害されそうになったということを示す証言がないことである。そして、競合

という用語のいかなる意味においても、競合する著作物として意図されていなかった。被告書籍を市場に置くことが、原告書籍の複本の販売を妨げたかどうかといえ、それは私の考えでは疑わしい。原告書籍は、デトロイトという都市の歴史、政府、建築、および現状に関する精巧な著作物である。被告の小冊子は、業界の単なる広告に過ぎず、盗用された物しか含まれていない歴史的スケッチが序文にあるだけである。原告書籍から盗用された事実のいくつかは、これまでに一度も発行されたことがなく、原告が原典拠から集めたものであるが、それは、すべてのものに当てはまるわけではない。これらの事実の多くは、この都市と州の歴史に精通した人々の共通の認識の範囲内のものである。そして、これらの事実の多くは、原告自身が先行著作物から引き写したか、あるいは被告らも、同様に、誰でも利用可能な情報源から引き写したかも知れない。そのような事実は、原告の同意なしに、または原告の名前を表示することがなくとも、複製する権利を被告らに認めるだろう。原告の現実の損害は、立証される必要はなく、原告が独占権を主張するかどうかを判断するのは原告自身であるということは、場合によっては正当である。したがって、1842年大法官裁判所 *Campbell v Scott* 事件判決では、原告は自分が蒙った損害を最もよく判断できる人物であると言われた。そして、仮に、裁判所が侵害の兆候がある何かが行なわれたことを、明らかにした場合、最も安全なルールは、法的権利に従い、差止命令を与えることである。しかし、このケースでは、その著作権が原告に帰属する6つの詩と他の複数の詩の一部を被告らが発行したので、原告に与えられた損害を正確に算定することは不可能であった。同時に、事実は、原告が多数の複写物の販売の機会を喪失してしまった可能性が非常に高いことを示していた。しかし、このケースにもかかわらず、その後、1841年大法官裁判所 *Sweet v Cater, 11 Sim, 572* 事件⁴⁾では、同じ裁判官シャドウエルによって判断されたことは、仮に盗用された物がそれほどではなかった場合、つまり、それほど多くなく、またそれほど長くない文章が、オリジナルの著作物の様々な部分から盗用された場合に、大法官裁判所は、侵害していると訴えられている著作物の発行を禁止するために介入せず、原告にはコモン・ロー上の救済を求めさせるだろうと判断した。しかしながら、裁判所が、それらの損害を算定することが不可能であることから、その救済が、

4) (訳注) Nicholas Simons, Reports of Cases Adjusted in the High Court of Chancery, Vol. 11: Before the Right Hon. Sir Lancelot Shadwell, Vice-Chancellor, London 1843, 572.

全く誤っているに違いないと理解することができた場合にも、原告は損害賠償訴訟を差し戻されるべきではない。盗用が量的に全く取るに足りない場合にも、裁判所がいくつかのケースで差止命令を付与させたのは、恐らく、これが理由である。したがって、1841年大法官裁判所 *Kelly v Hooper, Drone, Copyr. 525* 事件⁵⁾では、被告が、870頁の原告の紳士録から3頁半しか盗用していなかったようであるが、しかし、これらは、被告の年鑑の大きな部分を構成し、その年鑑の主要価値であったため、差止命令は付与された。そのように、1878年大法官裁判所 *Cobbett v Woodward, L. R. 14 Eq. 407* 事件⁶⁾で、原告は、イラスト入りの家具カタログを、販売する家具の版画とその上に説明を記述して発行した室内装飾業者である。被告の室内装飾業者は、独自の商売のために、類似のカタログを発行したが、被告の最初のカタログの中の多くの版画と活版の一部は、原告のカタログから、複製されたために、原告は被告に対してカタログの発行を禁止する訴状を提出した。被告は、在庫の説明以外、原告のイラストあるいは、原告の著作物のうちオリジナルではない部分を発行することを禁止されることはないと判断された。しかし、被告は原告の概要から8行を盗用し、これらは、原告のオリジナルであったので、被告は、その8行が由来する出所を謝辞なしに使用することができない。原告はこれらの8行の公表を禁止する差止命令を付与されると判断された。

盗用が書籍全体でも、章全体や頁全体でもないが、発行物の様々な部分から抜粋され、盗用が被告の書籍に散らばっている場合、裁判所は、しばしば、「商品の混同 (confusion of goods)」とよく知られた法理を適用し、書籍全体に差止命令を発してきた。。

1826年大法官裁判所 *Mawman v Tegg, 2.Russ. 385* 事件⁷⁾において、エルドン卿

5) (訳注) Eaton Sylvester Drone, *A Treatise on the Law of Property in Intellectual Production in Great Britain and The United States*, Boston 1879, 525; Edward Younge & John Collyer, *Reports of Cases decided in the High Court of Chancery, by the Right Hon. Sir. J. K. Knight Bruce, Vice-Chancellor*, Vol. 1, London 1843, 197.

6) (訳注) G. W. Hemming, *The Law Reports Equity Cases before the Master of the Rolls and the Vice-Chancellors*, Vol. 14, 1872, 407.

7) (訳注) James Russell, *Reports of Cases argued and determined in the High Court of Chancery, during the Time of Lord Chancellor Eldon, 1826, 1827*, Vol. 2, London, 1829, 385.

が述べたことは、「コピーされた部分を、オリジナルの物の使用と価値を破壊せず
に、オリジナルの部分から分離できない場合、自分のものではなかったものを不適
切に使用した者は、そうしたことの結果を甘受しなければならない。仮に、ある者
が、自分に帰属する物と私に帰属する物を混合し、その混合が、法によって禁止さ
れるならば、その者は、再び、それらを分離し、その分離によって生じる損害と損
失をすべて自ら負わなければならない。ある個人が、どんな著作物においても、私
の文学的なものと自分の文学的なものを混ぜることを選択したならば、その者は、
私に属する文学的なものの発行を禁止されなければならない。仮に、その著作物の
部分を分離することができなければ、その分離によって、私の文学的なものの発行
を禁止する差止命令は、彼自身の文学的なものの発行をも妨げることになるならば、
それはすべて自分のせいである」。

しかし、同様に、盗用された物が分離できれば、差止命令は盗用部分にしか及ば
ないことも明らかであり、被告がその書籍の残りの部分をもって、自分が満足する
ように処理を任されることになる。Eaton S. Drone, *A Treatise on the Law of Prop-
erty in Intellectual Productions in Great Britain and the United States*, Boston 1879,
527 参照。特に、原告が蒙った損害に比べて、たとえば、このケースのように、被
告書籍の数百部、あるいはもっと多くの数千部が廃棄処分になってしまうように、
被告に非常に重い負担を課すことになる場合には、差止命令の範囲も制限されるべ
きである。1826 年大法官裁判所 *Mawman v Tegg*, 2 Russ. 385 事件；1847 年第 1 巡
回裁判所 *Webb v. Powers*, 2 Woodb. & M. 497 事件⁸⁾；1858 年第 1 巡回裁判所 *Greene
v. Bishop*, 1 Cliff. 186 事件⁹⁾ 参照。本件の 2 冊の書籍を調べたところ、我々は、まず、
本件訴訟で、あるいは、コモン・ロー訴訟で、原告が取得するかも知れない損害賠
償額に対応する債務を被告に負担させて、差止命令は却下されるべきであるという
意見である。しかし、このような損害を算定する際の困難は、我々にとっても、こ
の手続方法に対する深刻な異議のように見える。また、仮に、そもそも、原告に救
済を受ける権利がある場合には、原告の著作物の盗用された部分に対してだけでも

8) (訳注) Charles L. Woodbury, George Minot, *Reports of Cases argued and determined
in the Circuit Court of the United States for the First Circuit*, Vol. 2, Boston 1849, 497.

9) (訳注) William Henry Clifford, *Reports of Cases argued and determined in the Circuit
Court of the United States for the First Circuit*, Vol. 1, Boston 1869, 186.

差止命令を原告に付与すべきであろう。

被告の小冊子を注意深く調べると、原告の書籍からの抜粋の4分の3と、実質的に原告がオリジナルとして主張することができる物すべてが、「デトロイトの初期歴史 (Detroit's Early History)」という題号の章の11頁、つまり、9から20頁に含まれていることを認定した。そして、被告の発行物の盗用部分を差し止めれば、すべての当事者にとって、より実質的な正義が図られるだろう。それに続く50頁にも約20件の抜粋があることも事実である。しかし、我々は、裁判所として、それらのすべてではないにしても、事実の多くが、もともと、原告によって初めて発行されたものではなく、また、被告らが、実際にはそうしなくとも、公衆によって簡単にアクセスできる別な著作物から容易に入手できたものであることを当然として認めるものである。この点で、思うに、原告には、確かに救済を受ける権利があるが、その盗用の範囲でしか、差止命令は継続されないことになる。